

県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

「県立下館第二高等学校 チェックリスト」

記入日 令和4年 月 日

以下の項目について、定期的にチェックして、学校全体で感染症対策に取り組んでいます。

1 新型コロナウイルス感染症の正しい知識と理解

- ☐ (1) 新型コロナウイルス感染症対策の指導
 - ・LHR等で、新型コロナウイルス感染症対策について正しく理解できるように指導している。
- ☐ (2) 新型コロナウイルスの感染症対策の啓発
 - ・「正しいマスクの着用」「正しい手の洗い方」などの啓発用ポスターを教室等に掲示している。
 - ・学校における新型コロナウイルスの感染症対策を保健便り等で保護者・生徒に周知している。

2 学校における新型コロナウイルス感染症対策

ガイドラインをもとに、各項目で3密（密閉、密集、密接）を避ける等、適切な指導をしている。

- ☐ (1) 基本的な対策（手洗い、手指消毒、マスク着用、換気等）
- ☐ (2) 登校前（毎朝の検温、健康状態の確認等）
- ☐ (3) 登下校（マスク着用、周囲との間隔を空ける、会話を控える等）
- ☐ (4) 各教科等（学習活動等の状況に応じた感染症対策）
- ☐ (5) 昼食（食事前の手洗い、会話を控える、教室以外の場所の開放等）
- ☐ (6) 部活動（活動内容、活動場所等の状況に応じた感染症対策）
- ☐ (7) その他（清掃活動における換気の徹底、休み時間におけるトイレ休憩の工夫等）

3 環境整備

- ☐ (1) 職員室、会議室等の換気をしている。
- ☐ (2) エアコンの稼働時にも換気をしている。
- ☐ (3) 洗面台へ石けんを設置、教室等へ手指消毒液を設置している。
- ☐ (4) 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）を定期的に消毒している。
※生徒等による手洗いが適切に行われている場合は、省略することも可能である。

4 新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合の連絡体制等（体調が悪い生徒等への対応）

- ☐ (1) 専用の休養場所が確保してある。
- ☐ (2) 連絡体制ができている（管理職への情報集約、保健所への連絡、保護者への連絡）。
- ☐ (3) PCR検査を受けた生徒等がいた場合、教職員、県への報告方法・内容等が明確化してある。

5 新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の連絡体制等

- ☐ (1) 連絡体制ができている（管理職への情報集約、保健所への連絡、保護者への連絡）。
- ☐ (2) 感染者が確認された場合、教職員、保護者、県への報告方法・内容等が明確化してある。

6 生徒の心のケア等

- ☐ (1) 健康相談、カウンセラー等の支援、家庭訪問等を行う体制が整っている。
- ☐ (2) 感染者等が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう十分な配慮・注意をしている。

7 その他

- ☐ (1) 暑い時期は、熱中症対策も十分に注意して授業等を実施している。
- ☐ (2) 教室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の自己管理を徹底している。